

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和7年12月26日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社タカ商

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

近年、気候変動問題への対応が喫緊の社会課題となっている。弊社株式会社タカ商では、経営理念として掲げている「『食』に携わる責任と持続的な展望をもって事業を推進していく」のひとつの具現化として、長野市篠ノ井にある工場（事業所名：フードミーティング）に『太陽光発電』を設置し自家消費利用による買電を減らしながら、CO₂排出量の削減を目指す。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

工場（事業所名：フードミーティング）の屋根に147kWの太陽光自家消費設備を導入し、事業所の約3割の電力を賄う計画である。これにより2024年度の基準年度に対して、計画最終年度（2026年度）で19.2%の炭素生産性向上を目指すものである。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2026年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

食料品製造業（09）

計画の対象となる事業は、主に冷凍・レトルト食品を製造するものであるため

(6) 事業適応の具体的な内容

計画初年度では、工場（事業所名：フードミーティング）に太陽光発電設備を1月に導入し、発電した電気を自家消費することでCO₂排出量・購入電力量を削減する仕組みを構

築する。

目標年度（計画最終年度 2026 年度）では、初年度に導入した太陽光発電設備による通年稼働効果として、CO₂ 排出量を 2024 年度と比較し 75t/CO₂ を削減し、炭素生産性を 19.2% 向上させる。

（7）事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2025 年 12 月

終了時期：2027 年 3 月